

令和 8 年度 水質検査計画（案）

（井戸水水源、広域水道受水）

水質検査計画

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の問題点
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査の方法
7. 臨時の水質検査に関する事項
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性の保証
10. 関係者との連携について

筑後市 上下水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目や検査頻度を定めたものです。

筑後市の水道事業における水質検査計画は給水する水道水の安全性を的確・迅速に確認することを基本とし、水道法の規定により水質検査を実施します。

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目、性状確認のための筑後市が独自に行う項目とします。なお水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第 15 条に定めるところにより水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

また水質検査計画による測定結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

2. 水道事業の概要

筑後市の水道事業は、西牟田水源地系統と久恵浄水場系統は双方とも井戸水を水源とし、北牟田配水場系統は福岡県南広域水道企業団より浄水処理された給水を受け、この 3 系統から需要者に対して給水を行っています。

(1) 給水状況（令和 6 年度）

○計画給水人口	42,000人
○給水人口	39,281人
○普及率	79.11%
○計画一日最大給水量	14,000m ³

所在地	筑後市大字西牟田3600-1	筑後市大字久恵964	筑後市大字西牟田4271-1
原水種別 及び水源地 名	地下水(井戸水) 西牟田水源地	地下水(井戸水) 第2号井～第6号井	浄水処理受水時 <small>(注)</small>
処理能力	1,100m ³	3,460m ³	9,440m ³
処理方法	塩素消毒	除鉄・除マンガン処理 急速ろ過 塩素消毒	追加塩素消毒

注) 北牟田配水場の原水種別は受水地点の水を原水とする。

3. 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の問題点

西牟田水源地系統及び久恵浄水場系統の水源は、地下水で比較的恵まれた環境にあります。現在のところ水源で水質が著しく汚染される様な状況は無く比較的良好な水質状況であります。原水調査を行いながら水質監視に努めています。北牟田配水場系統の水道水は福岡県南広域水道企業団からの浄水を受水し、給水していますが、企業団の水質検査体制により、いずれも配水系統の浄水は水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

4. 採水場所

採水は原則として給水栓で行います。

- 淨水 西牟田水源地系統・・・1箇所（給水区域任意）
久恵浄水場系統・・・1箇所（給水区域任意）
北牟田配水場系統・・・2箇所（給水区域任意）
- 原水 西牟田水源地取水井（西牟田水源地内）
久恵浄水場取水井（久恵浄水場内）
北牟田配水場受入地点（北牟田配水場内）は、企業団で実施。

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目については、各項目の検査頻度及び頻度の設定理由に基づき、安全で良質な水道水を供給するために各原水においては水質基準全項目について年1回と毎月検査項目、給水栓水においては別紙のとおり実施してまいります。

6. 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年度厚生労働省令第101号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

なお、水質検査の委託先は

福岡県久留米市荒木町白口55 福岡県南広域水道企業団 水質センター
電話 0942-27-1563 Fax 0942-27-1795

7. 臨時の水質検査に関する事項

次のような状況になり水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があつたとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ④ 淨水過程で異常があつたとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、過去に行った水質検査結果を水質基準値や他の目標値と照らし合わせ、検査項目及び検査回数など毎年度見直しを行います。

また、需要者の皆様方から頂いた意見も反映し、策定した水質検査計画は、水道法の定めにより毎事業年度の開始前までに、上下水道課窓口及び市ホームページで公表します。

水質検査計画に基づいて実施した検査結果についても、毎事業年度ごとに上下水道課窓口及び市ホームページで公表します。

9. 水質検査の精度と信頼性の保証

筑後市では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、検査各項目について福岡県南広域水道企業団が行う正確かつ高精度検査に留意し、その結果について、確認することとしています。

10. 関係者との連携について

筑後市では、水道水の安全性を確保していくため、水道用水供給事業者である福岡県南広域水道企業団水質センター及び、水源井戸の周辺で水質事故が発生した場合は管轄の県保健所などと連絡体制を整備し現場調査、並びに緊急的な水質検査等に対応できるようにしています。

※水質検査計画についての、ご意見・ご要望がございましたら下記までご連絡をお願いいたします。

筑後市役所 上下水道課 電話 0942-53-4118 FAX 0942-53-4247